

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1丁目19番11号	R7.4.11 ~ R7.7.18 (10週間と1ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社NIPPOは、国土交通省が発注した複数の工事において、発注者との協議を経ずに、契約図書で指定されたアスファルト合材とは異なる合材を使用していた。これらの工事において、株式会社NIPPOの系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」の出荷伝票に「新規アスファルト合材」と明示したうえで株式会社NIPPOへ出荷していた。株式会社NIPPOは同プラント会社より報告を受けており、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、同社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。また、同プラント会社による他社への同様のアスファルト合材の不正納入について、株式会社NIPPOと同プラント会社は密接な資本・人的関係にあり、前述のとおり、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたにも関わらず、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽一丁目7番27号	R7.4.11 ~ R7.7.10 (3ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島道路株式会社は、有資格業者である当該者が受注した工事について、発注者との協議を経ずに、契約図書で指定されたアスファルト合材とは異なる合材を使用し、粗雑工事を行った。また、当該者によるアスファルト合材の納入について、発注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が社内で容認されており、不適切な体制となっていた。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋一丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日精株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、日精株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川一丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	住友重機械搬送システム株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、住友重機械搬送システム株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジパスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 (4ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	フジパスク株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、フジパスク株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	IHI運搬機械株式会社ほか6社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定地下式PS設置工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、両工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、IHI運搬機械株式会社は、両工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19 (2ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	新明和工業株式会社ほか3社は、建築確認申請に要する確認申請図に基づく特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は供給予定者が定め、供給予定者以外の者は供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしており、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 これにより、令和7年3月24日、新明和工業株式会社は、当該工事において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として、公正取引委員会により公表された。 このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。